

一時保育契約書

墨 田 区 訪 問 型 保 育 支 援 事 業

特定非営利活動法人 病児保育を作る会

〒274-0807 千葉県船橋市咲が丘 2-25-35

TEL 047-401-0804

すみだセンター

〒132-0032 墨田区東向島 1-10-17

TEL 03-3616-1727 または 03-3616-5371

E-Mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

FAX 03-3616-2990

一時保育契約書

_____（以下「利用者」という。）と特定非営利法人病児保育を作る会（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う一時保育について次のとおり契約する。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、墨田区訪問型保育支援事業において、一時保育を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

第2条（支援内容）

墨田区訪問型保育支援事業は次に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 在宅子育てママ救急ショートサポート 自宅で児童を保育している保護者が体調不良等で一時的に保育支援が必要となったときに、墨田区が認定した子育てサポーターが児童を保育する
- (2) 病後児（軽症病児）保育 病気の回復期にある児童の預かり等の保育支援が必要となったときに、墨田区が認定した病後児サポーターが児童を保育する
- (3) 緊急預かり 小学校6年生までのお子さんを、緊急を要する所用（冠婚葬祭や家族の看護など）により一時的に保育できないとき
「みつばち園」や「にじの子」などの療育事業所に保護者が同行するため、兄弟等を保育できないときなど

第3条（利用者）

一時保育を利用できる利用者は、墨田区内に住所を有するものとし、支援内容に応じて以下の通りとする。

- (1) 在宅子育てママ救急ショートサポート 生後43日目から小学校就学前の健康な児童を自宅で保育する保護者。
- (2) 病後児（軽症病児）保育 保育所、認証保育所、幼稚園、小学校等に在籍している生後43日目から小学校3年生までの児童で、病気等の回復期にあり医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育が困難であるものの保護者。
- (3) 緊急預かり 生後43日目から小学校修了までの健康な児童を有する保護者。

第4条（利用登録等）

墨田区訪問型保育支援事業の一時保育の利用を希望する場合、あらかじめ、登録申請をする。

登録時はコーディネーターが利用希望者の自宅に訪問し、お子さんの様子や利用者の

要望を確認し、利用登録の可否を決定する。

なお以下の場合、利用登録を承認しない場合がある。

申し込みに虚偽があった場合。過去に料金の滞納があった場合。

第5条（契約期間）

この契約の契約期間は登録日から翌3月末日までとし、以後契約は1年間ごとの更新とする。但し、墨田区訪問型保育支援事業が終了する場合、第6条で契約の終了及び解約となる場合を除き契約は自動的に継続する。

第6条（解約・契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができる。但し、登録費の返還は行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
 - ①利用者の養育する児童が中学校に就学した場合
 - ②利用者が死亡した場合
 - ③利用者が墨田区外に転出した場合
- 5 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。この時に料金の未納がある場合は料金を完納するものとする。
 - ①利用者が利用料を一時保育を行った日から1ヶ月を経過しても支払わない場合
 - ②利用者が事業者の子育てサポーター及び病後児サポーターと直接契約した場合
 - ③利用者又はその家族が事業者や子育てサポーター及び病後児サポーターに対して、本契を継続し難いほどの背信行為を行った場合

第7条（秘密保持）

事業者及び事業所に従事するものは、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

第8条（利用の条件）

墨田区訪問型子育て支援事業における一時保育業務は支援内容に応じて以下各号に該当する場合に行なうものとする。

(1)在宅子育てママ救急ショートサポート

- ア 利用者が疾病または体調不良により在宅で療養を要する場合
- イ 急な病気等の理由で病院又は診療所に行く場合
- ウ その他区長が特に必要と認める場合

(2)病後児（軽症病児）保育

- ア 墨田区病後児（軽症病児）保育事業診療情報提供書の提出ができる場合

(3)緊急預かり

- ア 親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる場合
- イ 冠婚葬祭、出張等の場合
- ウ その他区長が特に必要と認める場合

- 2 事業者は次の各号に該当するときは、訪問型保育支援の利用を承認しないことができる。

- (1) 前項に該当しない場合は訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (2) 利用者が事業者の指示に従わない場合は訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (3) 子育てサポーター及び病後児（軽症病児）サポーターが確保出来ない場合は訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (4) 前3号に掲げるものの他、事業者が児童を保育することに支障があると認める場合は訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (5) 在宅子育てママ救急ショートサポート、緊急預かりにおいては、児童が疾病にかかり、又は怪我をしている場合は利用出来ない。
- (6) 在宅子育てママ救急ショートサポート、緊急預かりにおいては、利用者が、子育てサポーターに感染する恐れのある伝染性疾患を有する場合、伝染性疾患が疑われる場合、利用者は原則、受診し、疾患名を確定させた上で利用申請を行うものとするが、事業者の判断により利用できない場合がある。
- (7) 病後児（軽症病児）保育においては、前項(2)アが可能な場合においても、事業者の判断により病後児(軽症病児)保育の利用出来ない場合がある。

第9条（保育場所）

墨田区訪問型子育て支援事業における一時保育業務を行う場所は支援内容に応じて以下各号で行うものとする。

- (1)在宅子育てママ救急ショートサポート 利用者の自宅、子育てサポーターの自宅、その他同意を得られた場所
- (2)病後児（軽症病児）保育 利用者の自宅
- (3)緊急預かり 利用者の自宅、子育てサポーターの自宅、その他同意を得られた場所

第10条（休日、利用可能時間、利用回数制限）

一時保育を利用できる日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日をいう。）を除く月曜日から土曜日までの日に実施するものとする。

2 実施時間及び利用者ごとの利用可能時間数等は、以下各号の通りとする。

- (1)在宅子育てママ救急ショートサポート 実施時間は午前 9 時から午後 6 時まで。利用者ごとの利用可能時間数は同一月に 16 時間までとする。
- (2)病後児（軽症病児）保育 実施時間は午前 7 時から午後 7 時まで。1 事由（病気）につき 7 日以内とする。
- (3)緊急預かり 実施時間は午前 5 時から午後 11 時までとする。

第 11 条（利用申請）

予約は年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日をいう。）を除く毎日の 7 時から 20 時とし、事業者にて電話にて連絡し、利用確定後、利用者は所定の書式に則り事業者に申請書の提出を行う。但し、急な時間変更や延長については対応できない場合がある。

第 12 条（費用）

登録費用、利用に関わる費用は別紙 1 に定めるとおりとする。

第 13 条（支払い）

利用料金および交通費実費などの費用は、一時保育当日、子育てサポーターに直接支払うものとする。

第 14 条（子育てサポーターの対応児童数）

在宅子育てママ救急ショートサポート、緊急預かり及び療育タイムサポートについては 1 人の子育てサポーターが保育するお子さんの人数は原則 1 人。但し、事業者が対応可能と判断した場合最大 2 人のお子さんを保育することができる。
病後児（軽症病児）保育については 1 人の子育てサポーターが保育するお子さんの人数は 1 人とする。

第 15 条（キャンセル）

キャンセルは原則不可。但し、利用者は、事業者に対してサービス提供前営業日の 17 時までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができる。

第 16 条（食事）

児童の食事は原則利用者が準備する。
保育をするにあたり電気、水道、電話等を使用させていただく場合がある。

第 17 条（準備物）

登録票

利用申請書

昼食・おやつ（必要時）

ミルク・哺乳瓶（必要時）

食食用エプロン（必要時）

紙おむつ・おしり拭き（必要時）

お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要時）

着替え（2 ～ 3 組）

汚れ物を入れる袋（スーパーの袋でもよい）

おくるみなど羽織るもの 1 着

バスタオル

おしぼりタオル

ティッシュボックス 1 箱

その他、保育に必要と思われるもの

第 18 条（保育報告）

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望（家族の希望含む）を踏まえて保育にあたるものとする。事業者は利用者に対し保育終了後保育内容を利用者及びその家族に報告・説明を行なう。

第 19 条（与薬）

児童に薬を与えなくてはならない場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用者は文書にて事業者に指示を行なう。
病状の悪化等で病後児サポーターが緊急で追加受診をする場合で医師から処方を受けた場合は、利用者の指示の有無に関わらず医師の指示により与薬を行なうことができる。なお、医師もしくは保護者の指示により与薬した場合の結果について事業者及び病後児サポーターは一切の責任を負わない。

第 20 条（緊急時の対応）

- 児童が事故にあった場合、病後児（軽症病児）保育においては病気の急変等により、児童を医院・病院へ連れて行く場合は、利用者にて連絡の上受診する。但し、連絡がつかない場合は、事業者の判断で受診をすることがある。
- 2 保育中に災害が発生した場合、利用者と事業者及び子育てサポーター及び病後児サポーターで協議し避難する。但し、利用者及び指定された緊急連絡先と連絡がつかない場合には、保育サポーター、病後児サポーター及び事業者の判断で避難する。また災害時には利用者宅の電話を利用する場合がある。

第 21 条（不可抗力による訪問の遅延、中止）

災害や交通機関の事故などにより子育てサポーター及び病後児サポーターの訪問がで

きなくなる場合がある。また同じ理由で子育てサポーター及び病後児サポーターの訪問が遅れる場合、事業者は責任を負わないものとする。

第 22 条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を、この契約の終了後、5 年間保管する。
- 2 利用者は、希望があれば、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できる。

第 23 条（賠償責任）

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、保育を行なっている児童の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入する保険の範囲内にて賠償を行う。

但し、保育の依頼を受けていない児童に損害が発生した場合、利用者が事業者を通さず直接子育てサポーター及び病後児サポーターと契約した場合、利用者の皆様の故意または過失により、事業者に対し、児童の健康状態等について正確な伝達をしなかったことで児童に損害が発生した場合は賠償責任を負わないものとする。

第 24 条（身分証携行義務）

子育てサポーター及び病後児サポーターは常に身分証を携行し、初回面接時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

第 25 条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対し、適切に対応するよう努める。

第 26 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法令その他、区市町村の諸法令の定めるところを遵守し双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1 通づつ保有するものとする。

【契約締結日】 令和 年 月 日

【契約者】

利用者 (住 所)

(氏 名)

事業者 事業者名) 特定非営利活動法人病児保育を作る会
(住 所) 千葉県船橋市咲が丘 2-25-35
(代表者名) 賀川祐二



別紙 1

登録料金（利用者が事業者に支払う登録料金）	1 世帯につき 1, 0 0 0 円
利用料金（利用者が事業者に支払う利用料金）	1 時間以内は 1 時間分、1 時間を超えて行なう保育については、3 0 分単位での清算とする。 (在宅子育てママ救急ショートサポート) 児童 1 人につき 1 時間 5 0 0 円（3 0 分 2 5 0 円） 但し、2 人以上の児童の訪問型保育支援を実施する場合で、事業者が 1 人の子育てサポーターで支援が可能と判断した場合、2 人目以降の児童は 1 人につき 1 時間 3 0 0 円。（3 0 分 1 5 0 円） (病後児(軽症病児)保育) 児童 1 人につき 1 時間 6 0 0 円（3 0 分 3 0 0 円） (緊急預かり) 午前 5 時から午前 7 時まで及び 午後 7 時から午後 1 1 時まで 児童 1 人につき 1 時間 1, 1 0 0 円（3 0 分 5 5 0 円） 但し、2 人以上の児童の訪問型保育支援を

	実施する場合で、事業者が1人の子育てサポーターで支援が可能と判断した場合、2人目以降の児童は1人につき1時間600円（30分300円）。 午前7時から午後7時まで 児童1人につき1時間800円（30分400円） 但し、2人以上の児童の訪問型保育支援を実施する場合で、事業者が1人の子育てサポーターで支援が可能と判断した場合、2人目以降の児童は1人につき1時間500円（30分250円）。
--	--